

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]					
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 割増金及び延滞利息</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第56条 5 G 契約者等は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなおお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、<u>当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</u></p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="138 1035 945 1177"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ワンナンバー機能（ワンナンバーサービス）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>	種 類	(略)	ワンナンバー機能（ワンナンバーサービス）	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 割増金及び延滞利息</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第56条 5 G 契約者等は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなおお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、<u>年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</u></p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1153 1035 1960 1131"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>	種 類	(略)
種 類						
(略)						
ワンナンバー機能（ワンナンバーサービス）						
種 類						
(略)						

附 則（令和4年6月24日経企第769号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワンナンバー機能に関する部分については、令和4年6月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第4章 (略)

第5章 料金等

第25条～第31条 (略)

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（第33条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第33条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

2 (略)

第33条 (略)

第6章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

[現 行]

第1章～第4章 (略)

第5章 料金等

第25条～第31条 (略)

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（第33条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第33条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

2 (略)

第33条 (略)

第6章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、 <u>サンマリノ共和国</u> 、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

附 則（令和4年6月24日経企第769号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。